

○中村学園大学短期大学部学位規程

平成17年10月 1 日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)及び中村学園大学短期大学部学則(以下「学則」という)第23条の規定に基づき、中村学園大学短期大学部(以下「本学」という)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位の種類及び専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学科	学位の種類
食物栄養学科	短期大学士(食物栄養学)
キャリア開発学科	短期大学士(家政経済学)
幼児保育学科	短期大学士(保育学)

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学則の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「中村学園大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て、すでに与えた学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(平成22年度以前の附則は省略)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表1

第4条第2項に定める短期大学士の学位記(縦書きにする場合も同様とする。)

(1) 食物栄養学科

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学食物栄養学科所定の課程を修め本学を卒業したので短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学短期大学部学長	印
第 号		

(2) キャリア開発学科

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学キャリア開発学科所定の課程を修め本学を卒業したので短期大学士(家政経済学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学短期大学部学長	印
第 号		

(3) 幼児保育学科

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学幼児保育学科所定の課程を修め本学を卒業したので短期大学士(保育学)の学位を
授与する

年 月 日

中村学園大学短期大学部学長

印

第 号